

# つちはし事務所通信

# 3

## March

## 2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2011年3月1日

## 4月納付分より協会けんぽの保険料率が引き上げられます!

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成23年度の保険料率の引き上げを決定しました。一般保険料率(都道府県単位)については、徳島県は平成22年度の9.39%から9.56%に、全国平均では、平成22年度の9.34%から9.50%上昇します。適用は、平成23年3月分(4月納付分)からになります。

### 1 一般保険料率(都道府県単位保険料)

	変更前	変更後		変更前	変更後
北海道	9.42%	9.60%	滋賀県	9.33%	9.48%
青森県	9.35%	9.51%	京都府	9.33%	9.50%
岩手県	9.32%	9.45%	大阪府	9.38%	9.56%
宮城県	9.34%	9.50%	兵庫県	9.36%	9.52%
秋田県	9.37%	9.54%	奈良県	9.35%	9.52%
山形県	9.30%	9.45%	和歌山県	9.37%	9.51%
福島県	9.33%	9.47%	鳥取県	9.34%	9.48%
茨城県	9.30%	9.44%	島根県	9.35%	9.51%
栃木県	9.32%	9.47%	岡山県	9.38%	9.55%
群馬県	9.31%	9.47%	広島県	9.37%	9.53%
埼玉県	9.30%	9.45%	山口県	9.37%	9.54%
千葉県	9.31%	9.44%	<b>徳島県</b>	<b>9.39%</b>	<b>9.56%</b>
東京都	9.32%	9.48%	香川県	9.40%	9.57%
神奈川県	9.33%	9.49%	愛媛県	9.34%	9.51%
新潟県	9.29%	9.43%	高知県	9.38%	9.55%
富山県	9.31%	9.44%	福岡県	9.40%	9.58%
石川県	9.36%	9.52%	佐賀県	9.41%	9.60%
福井県	9.34%	9.50%	長崎県	9.37%	9.53%
山梨県	9.31%	9.46%	熊本県	9.37%	9.55%
長野県	9.26%	9.39%	大分県	9.38%	9.57%
岐阜県	9.34%	9.50%	宮崎県	9.34%	9.50%
静岡県	9.30%	9.43%	鹿児島県	9.36%	9.51%
愛知県	9.33%	9.48%	沖縄県	9.33%	9.49%
三重県	9.34%	9.48%			

### 2 介護保険料率

全国一律

変更前 1.50%

変更後 1.51%



### <健康保険の保険料の仕組み>

健康保険の被保険者(介護保険第2号被保険者以外)の保険料

**保険料 = 一般保険料 (標準報酬月額 × 一般保険料率)**

注: 賞与支払月には、標準賞与額 × 一般保険料率も徴収されます。

介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に該当する健康保険の被保険者の保険料

**保険料 = 一般保険料 + 介護保険料 (標準報酬月額 × { 一般保険料率 + 介護保険料率 })**

注: 賞与支払月には、標準賞与額 × { 一般保険料率 + 介護保険料率 } も徴収されます。

このように計算した保険料の額を、労使折半で負担します。

## 速報！

## 平成23年度、廃止や制度変更される助成金が続々。

年度末を迎え、助成金の廃止や制度変更の情報が続々と発表されています。詳しくはつちはし事務所まで。

助成金名	概要	廃止・変更	備考
高齢者等共同就業機会創出助成金	45歳以上の高齢者等3人以上が共同して新たに事業を創設し、労働者を雇入れた場合助成金支給	H23.6.30 廃止	H23.6.30までに、法人を設立した事業主は支給申請が可能
介護未経験者確保等助成金	介護関係未経験者を雇入れて、1年以上継続雇用が確実な場合支給	H23.3.31 廃止	最初の対象労働者をH23.3.31までに雇入れた場合は、支給申請が可能
介護基盤人材確保等助成金	介護分野で新サービス提供等に必要な特定労働者を新たに雇入れた場合支給	H23.3.31 廃止	改善計画および助成金申請計画をH23.3.31までに提出した場合は、支給申請が可能
中小企業雇用安定化奨励金	有期契約者の雇用管理の改善を図るために、正社員転換制度 正社員と共通の処遇 正社員と共通の教育訓練のいずれかを導入し、実際に労働者に適用した場合支給	H23.4.1 統合	H23.3.31までに支給要件を満たした場合は、申請が可能 (H23.4.1以降に支給条件を満たした場合は、新しい奨励金の支給要件が適応) 2つの助成金を統合して、平成23年4月より「均衡待遇・正社員化推進奨励金」創設予定
短時間労働者均衡待遇推進等助成金	パートタイマーの待遇を、正社員と共通の評価・資格制度、正社員への転換制度などを導入し、実際に制度の利用者がでた場合支給		
両立支援レベルアップ助成金	代替要員確保コース：育児休業期間中の代替要員を雇用した場合支給 休業中能力アップコース：育児休業中の能力アップを図れば支給	H23.9.1 変更	支給対象を、労働者数300人以下の事業主のみに変更 (H23.8.31までに要件を満たした場合は、H23.9.1以降も申請可能)
	育児・介護費用等補助コース：育児介護の費用を事業所が補助した場合支給	H24.1月の申請をもって廃止	現在、この助成金を受けている事業所も、来年1月の支給申請をもって廃止に。

### あとがき つちはし事務所より

2月16日(水)、アスティとくしまにて、「60歳からの給与と処遇 ここがツボ!」「2011年の給与改定 ここがツボ!」というテーマで、セミナーを開催いたしました。ご参加いただきました皆様、大変ありがとうございました。

当日ご参加いただけなかったお客様で、「内容が聞いてみたい」とご希望の場合は、社長様の勉強会やロータリーの会合等に呼んでいただければ、ミニセミナーを開催いたします。お気軽に、つちはし事務所までご連絡ください。

昨年に続き、今年も健康保険料率が上がります。さらに介護保険料率もアップ。どちらも3月分の保険料から変更になりますので、当月分の保険料を給与から控除されている事業所は、今月の給与計算の際、お間違えないようお願いいたします。雇用保険料率、労災保険料率については、今年に変更はありません。

給与の3割が保険料の時代の到来です(負担は本人と事業所で折半)。社会保険料の軽減策を相談したいとご希望の場合は、つちはし事務所までお問い合わせください。

労働保険料の年度更新時期が近づいてまいりました。保険料の申告時期は6月となっていますが、年度更新のために賃金台帳を順次お預かりする予定です。ご協力よろしくお願いたします。